

FAQ（よくある質問）

Q. こどもクラブでの勤務は、勤務期間に含まれますか？

A. 含まれます。ただし、保育士資格を有しない放課後児童支援員や補助員は交付対象者には含まれません。

Q. 市内の保育所等で働いていますが、普段は事務室に勤務しています。勤務期間に含まれますか？

A. 含まれます。ただし、保育士資格を有しない場合は、含まれません。

Q. 令和7年6月1日から市内の保育施設に勤務しており、令和8年5月1日に会津若松市に転入しました。勤務は続けたままです。補助金の交付対象者に該当しますか？

A. 令和8年5月31日で市内の保育施設での勤務月数が12か月を満たしていますので、該当します。ただし、令和8年10月1日時点で市内に住所を有していることが必要です。その場合は令和8年10月1日から令和8年12月31日までに申請してください。

Q. 令和6年4月1日から勤務しており、令和7年2月1日から令和7年3月28日まで産前産後休暇を、令和7年3月29日から令和8年3月28日まで育児休業を取得しました。令和8年3月29日から復職しましたが、令和8年度に12か月の補助金は申請できますか？

A. 産前産後休暇は勤務に含めるので、令和6年4月1日から令和7年3月28日の11か月と、復職後の令和8年3月29日から令和8年4月28日の1か月を合算して12か月になります。令和8年4月28日直後の基準日（令和8年10月1日）から令和8年12月31日までに申請してください。

Q. 令和8年3月31日で勤務月数12か月を満たしています。令和8年度に12か月の補助金は申請できますか？

A. 申請できません。令和8年度に申請できるのは、令和8年4月1日から令和8年10月1日までに勤務月数が12・36・60・120か月を満たす交付対象者です。なお、令和8年3月31日時点で勤務月数が12か月を満たす人は、令和7年度の同交付金の対象でした。

<参考>

勤務月数満たす日	R8年度申請の可否	申請期間
令和7年3月31日まで	×	対象外
令和8年4月1日	○	R8.10.1～R8.12.31までに申請
令和8年9月30日	○	R8.10.1～R8.12.31までに申請
令和8年10月1日	○	R8.10.1～R8.12.31までに申請
令和8年10月2日	×	対象外

※育休等がある場合または法人をまたぐ勤務先の変更がある場合はこの限りではない